

新型コロナウイルス感染症による家計急変の奨学金申請について

日本学生支援機構奨学金では、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生について、「生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合」と同様の取扱いとしてきましたが、今年の新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更(5 類移行)になったことにより、この取扱いも終了いたします。

終了期日 :7 月末日

家計急変(給付奨学金)については、急変事由から3ヶ月以内の申込みであること。

緊急・応急採用(貸与奨学金)についても同様に7月末日までの申請とします。

※貸与奨学金については、12ヶ月まで遡ることが可能です。

成績要件等については、通常の扱いと同じです。そのため、一度給付奨学金が成績により廃止となった場合は、事由が発生していても申込みはできません。